

開発許可関係申請等手数料（平成9年4月1日改定）

1 開発行為許可申請手数料

ア 当初申請の場合（法第29条）

開発行為の種類	(1) 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為	(2) 主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為	(3) その他の場合
開発区域の面積	手数料	手数料	手数料
0.1ha未満のとき	8,600円	13,000円	86,000円
0.1ha以上～0.3ha未満	22,000円	30,000円	130,000円
0.3ha以上～0.6ha未満	43,000円	65,000円	190,000円
0.6ha以上～1.0ha未満	86,000円	120,000円	260,000円
1.0ha以上～3.0ha未満	130,000円	200,000円	390,000円
3.0ha以上～6.0ha未満	170,000円	270,000円	510,000円
6.0ha以上～10.0ha未満	220,000円	340,000円	660,000円
10.0ha以上のとき	300,000円	480,000円	870,000円

イ 変更申請の場合（法第35条の2）

変更理由	手数料（左の理由の一つに該当する場合）	手数料（左の理由に二つ以上該当する場合）
イ. 設計の変更（ロを除く）	開発区域の面積に応じ上表に規定する額の10分の1	イ+ロ+ハ
ロ. 新たな土地の区域への編入による変更（第30条第1項第1号～4号に掲げる事項の変更）	新たに編入される面積に応じ、上表に規定する額	
ハ. その他の変更	10,000円	

ただし、イロハの合計額が1件の申請で87万円を超えるときの手料金は87万円とする。

2 市街化調整区域内における建築物の特例許可申請手数料（法第41条第2項ただし書）

建築物の敷地、構造および設備に関する制限の特例	知事が建築物の形態制限区域およびその周辺の地域における環境の保全上支障がないと認め、または公益上やむを得ないと認めた場合	46,000円
-------------------------	--	---------

3 予定建築物等以外の建築等許可申請手数料（法第42条第1項ただし書）

開発許可を受けた土地における建築等の制限の特例	用途地域等が定められているとき、または知事が利便の増進上若しくは開発区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障がないと認める場合	26,000円
-------------------------	--	---------

4 開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等許可申請手数料（法第43条）

建築の種類	敷地の面積	手数料
開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等の行為	0.1ha未満の場合	6,900円
	0.1ha以上～0.3ha未満の場合	18,000円
	0.3ha以上～0.6ha未満の場合	39,000円
	0.6ha以上～1.0ha未満の場合	69,000円
	1.0ha以上の場合	97,000円

5 開発許可を受けた地位の承継の承認申請手数料（法第45条）

承認申請の種類	手数料
(1) 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うもの又は主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が1ヘクタール未満のものである場合	1,700円
(2) 主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が1ヘクタール以上のものである場合	2,700円
(3) (1) 及び (2) 以外のものである場合	17,000円

6 開発登録簿の写しの交付手数料（法第47条第4項）

開発登録簿の写し	1枚当たり（完了公告を含む）	470円
----------	----------------	------

7 諸証明手数料関係

土地又は建物に関する諸証明	1件当たり	400円
---------------	-------	------